

第 4 9 号議案

足立区立学校施設使用条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校施設使用条例等の一部を改正する条例

(足立区立学校施設使用条例の一部改正)

第 1 条 足立区立学校施設使用条例(昭和 2 3 年足立区条例第 2 号)の
一部を次のように改正する。

第 2 条中「学校教育法第 8 5 条」を「学校教育法(昭和 2 2 年法律
第 2 6 号)第 1 3 7 条」に改める。

(足立区育英資金貸付条例の一部改正)

第 2 条 足立区育英資金貸付条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 4 号中「第 8 2 条の 2」を「第 1 2 4 条」に改め、同
号ただし書中「第 6 9 条第 3 号」を「第 1 5 0 条第 3 号」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分及び第 7 条第 2 項各号列記以外の部分中「
各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

(足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例の一部改正)

第 3 条 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例(昭和 5 9 年足立
区条例第 6 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 2 条の 2」を「第 1 2 4 条」に改め、同号た
だし書中「第 6 9 条第 3 号」を「第 1 5 0 条第 3 号」に改める。

(足立区こども科学館条例の一部改正)

第 4 条 足立区こども科学館条例(平成 5 年足立区条例第 5 4 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 0 条ただし書中「第 3 0 条」を「第 2 9 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校教育法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。